

○石川県警察の警察部外協力者表彰要綱の全部改正について

〔平成25年3月1日監甲達第9号〕
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 昭和50年9月27日付け発務第836号「石川県警察の警察部外協力者表彰要綱の制定について（通達）」

警察部外協力者表彰については、対号により行ってきたところであるが、この度、警察部外協力者に対する表彰の適正な運用を図るため、「石川県警察の警察部外協力者表彰要綱」を別添のとおり全部改正し、平成25年3月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は平成25年3月1日をもって廃止する。

別添

石川県警察の警察部外協力者表彰要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察部外の者又は団体（以下「部外者」という。）で多年にわたり奉仕的に警察に協力し、多くの功績を累積したものに対し、その功労を顕彰して感謝の意を表明するため毎年恒例的に行う石川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の表彰について定めるものとする。

第2 表彰の種別

警察本部長感謝状

副賞 記念品

第3 表彰件数

毎年おおむね 15件

第4 選考基準

1 被表彰者は、人格、識見ともに優れ、次のいずれかに該当する者のうちから警察上多大な功労があると認められる警察部外の者を選考するものとする。ただし、かつて警察本部長以上の者から趣旨を同じくする表彰を受けたことのある者を除く。

(1) 生活安全、交通安全等の関係団体の役員として、おおむね10年以上従事した者

(2) 警察教養、犯罪鑑識等について警察から嘱託され、おおむね10年以上その業務に従事した者

(3) 前記に掲げる者のほか、多年にわたり警察に協力した者

2 被表彰団体は、活動目的が建設的で、健全かつ社会的信頼の高いものであって、次の全てに該当する団体のうちから警察上多大な功労があると認められる

警察部外の団体を選考するものとする。ただし、かつて警察本部長以上の者から趣旨を同じくする表彰を受けたことのある団体を除く。

- (1) 生活安全、交通安全等の警察活動に協力し、おおむね10年以上継続的に活動している団体
- (2) 真に活動実績がある団体

第5 表彰の時期

時期 毎年7月とする

第6 上申手続

- 1 所属長においては、それぞれの所掌事務に関連して1件～2件の被表彰候補を選考し、順位を付して毎年4月末までに警察本部長に上申すること。ただし、県下全域で活動する部外者については、その事務を主管する部長が上申すること。
- 2 上申書は、別記様式のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

(別記様式 省略)